



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第895号 令和7年12月5日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表	題	担当課名
606		令和7年度クリーニング師試験を実施する件	安全衛生課
607		保安林の指定施業要件を変更する件	森林土木・保全課
608		道路の供用を開始する件	高規格道路課

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
12		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則を廃止する規則	

【公安委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
20		平成4年徳島県公安委員会告示第5号(銃砲刀剣類の所持許可証の許可、確認、更新及び書換事務に使用する徳島県公安委員会印を定める件)を廃止する件	

徳島県告示第六百六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第一二百七号）第七条第一項の規定により、令和七年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和七年十二月五日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一　試験の日時
令和八年二月十七日（火曜日）午前九時四十五分から
- 二　試験の場所
徳島市新感町一丁目六七　徳島県徳島合同庁舎
- 三　試験科目
 - 1　衛生法規に関する知識
 - 2　公衆衛生に関する知識
 - 3　洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 四　受験資格
 - 1　学校教育法（昭和二十一年法律第一一十六号）第五十七条に規定する者
 - 2　受験願書等の請求先
- 五　受験願書等の請求先
徳島県総合県民局、徳島県東部保健福祉局又は徳島県生活環境部安全衛生課（徳島市万代町一丁目一番地）
- 六　受験願書等の配布期間
令和七年十一月十七日（水曜日）から令和八年一月十六日（金曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 七　受験願書等の提出期間
令和八年一月七日（水曜日）から同月十六日（金曜日）まで（県の休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十六日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 八　受験願書等の提出先
受験者の住所地を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局とする。ただし、県外居住者にあっては、徳島県生活環境部安全衛生課に提出すること。
- 九　受験願書の添付書類
 - 1　履歴書（市販のものに写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を貼付すること。）
 - 2　受験票
- 十　受験手数料
七千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 十一　持参するもの
受験票及び筆記具
- 十二　合格発表
令和八年二月二十五日（水曜日）に徳島県庁西側掲示板及び徳島県のホームページに

て合格者の受験番号を発表する。

十三 得点の開示

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第五条第一項の規定に基づき、試験の総合得点及び科目別得点の開示を希望する者（受験者本人に限る。）は、合格発表の日から一月以内（県の休日を除く午前九時から午後五時までの間）に、徳島県生活環境部安全衛生課へ顔写真の添付された自らを証する書類を持参すること。

十四 試験についての問合せ先

徳島県生活環境部安全衛生課（電話〇八八六一一一三三一九）、徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局

徳島県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の一第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月五日

徳島県知事 後藤田 正純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字福原字杉地一四の一から一四の三まで、一五の一から一五の三まで、二九の一、二九の三から二九の七まで、三〇の一から三〇の六まで、三一の一から三一の六まで、三二の一から三二の五まで、三三の一七から三三の一〇まで、三三の三九から三三の四八まで、三四の一から三四の四まで、三五の一から三五の三まで、三六の一から三六の五まで、三七の一から三七の五まで、三八の一から三八の三まで、三八の五から三八の一まで、三九の一、三九の三、三九の七、三九の八、四一の一、四一の三、四二の一、四二の一、四五の一、四五の三、四五の六、四六の一、四六の二、四六の八、四六の三から四六の一八まで、四六の二、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一、四八の一、四九の一から四九の四まで、字月ヶ谷三九の一、五一・五六（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）、五八、五九の一、六〇の一・六一・六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六三、六七の一から六七の四まで、六八、六九の一、六九の一、七〇の一、七一、字中山一〇の一から一三〇の三まで、一三〇の七、一三六、字吉ヶ平三三の一、三三の一、三三の四、三三の五、三四の一、三四の二、三四の五、三四の六、三五の一、三五の三、三六の四、四三の一から四三の四まで、四四、四五の一から四五の六まで、四六の一、四六の一、四七の一から四七の六まで、四七の一〇、四八の一から四八の五まで、四九の一、四九の一、大字旭字木屋谷四三、四五、四八の一、四八の四から四八の八まで、四八の一〇、四八の一〇、四八の一、字龍谷三八の三八から三八の四一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産

部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十一月五日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月五日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　県道

番号	整理	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
1 6					
徳島上那賀	三地先から	小松島市田浦町字前山一番一	地先まで	六五・六	令和七年十一月五日
徳島市飯谷町高良一六番一〇					

徳島県公安委員会規則第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年12月5日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則を廃止する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく型式の指定に関する規則（昭和60年徳島県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県公安委員会告示第二十号

平成四年徳島県公安委員会告示第五号（銃砲刀剣類の所持許可証の許可、確認、更新及び書換事務に使用する徳島県公安委員会印を定める件）は、令和七年十二月五日から廃止する。

令和七年十二月五日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝